

春日部市市民活動センター運営協議会の概要について

1 設置の趣旨（春日部市市民活動センター運営協議会要綱第1条 抜粋）

春日部市市民活動センターの運営に関し必要な意見交換を行うため、春日部市市民活動センター運営協議会を置く。

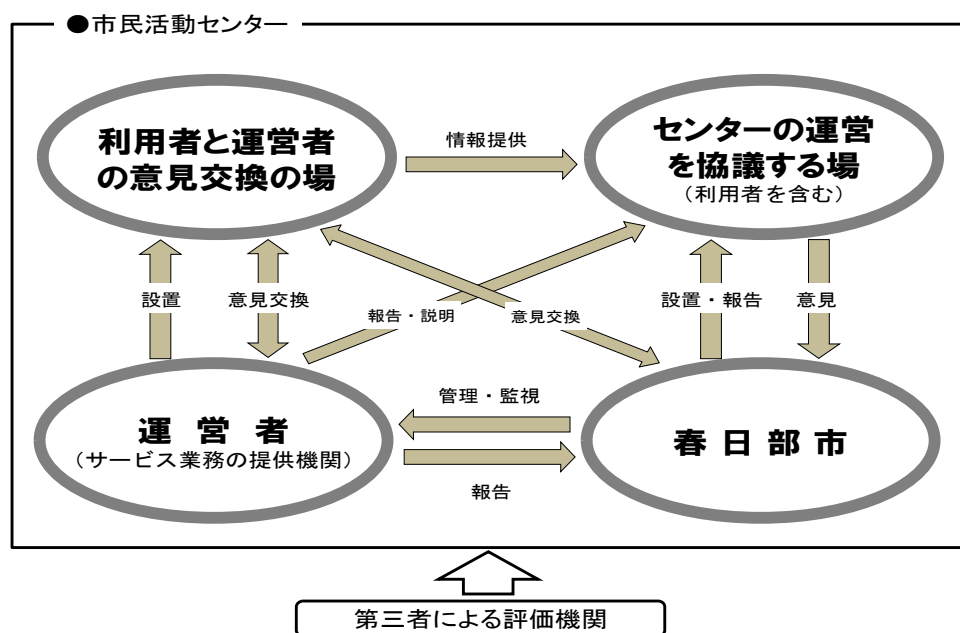
2 協議事項（春日部市市民活動センター運営協議会要綱第2条 抜粋）

協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) センターの効果的及び効率的な運営に関すること。
- (2) その他協議会が必要と認めた事項

3 管理運営の体制（春日部市市民活動センター運営方針 抜粋）

市民活動センターの管理・運営については、「市民と行政との協働」による「市民自治」を実現していくという観点から、市民が関与する体制が望ましいと考えます。そのため、下記に示す運営組織を設置し、市民活動センターの管理・運営にあたります。



◆ 市民活動センターの運営を協議する場 【運営協議会】

市民活動センター設置の趣旨を踏まえて、市民活動センターの運営について意見交換を行う機関です。学識経験者や利用者の代表などで組織し、事業運営方針や運営方式の検討等について意見交換を行います。

⇒ これらを踏まえ運営協議会からの意見について、市と指定管理者で検証し、市民活動センターの効果的及び効率的な運営に活用していきます。